

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 39 年 2 月頃から同年 10 月頃まで

私は、申立期間①においてA県に所在した「B」に勤務した。

また、申立期間②において、事業所名称は不詳であるが、A県に所在したCに勤務した。

両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の供述及び申立人が所持する写真などから判断すると、申立人は、申立期間①において、A県D区に所在したB社又はA県E区に所在したF社のいずれかの事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①において、上記両事業所（両事業所の事業主は同一人）に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人を記憶する同僚がないことから、申立人が勤務していた事業所及び勤務期間の特定ができない。

また、上記両事業所はいずれも、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

さらに、上記両事業所に係る前述の複数の同僚が記憶する自身の入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していない上、上記両事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が一緒に入社したとする

同僚についても申立人が入社したとする時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、上記両事業所においては、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、上記両事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名（申立人が当時使用していたとする通称名を含む。）は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②において、A県内のCに勤務した旨を供述しているが、事業所の所在地、事業主及び同僚の氏名を明確には記憶していないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定できない。

また、申立人は、「私が勤務したのはGだったと記憶している。」旨を供述しているが、適用事業所名簿においてA県H区に所在したG事業所が確認できるところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年5月2日であり、申立期間②のうち同年2月頃から同年5月1日までの期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、G事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も居所不明である上、同事業所に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人に申立人の勤務状況等について照会したが、いずれも申立人を覚えていない旨回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び関係者等からの供述を得ることができない。

加えて、G事業所に係る事業所別被保険者名簿において申立人の氏名（申立人が当時使用していたとする通称名を含む。）は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、オンライン記録においてA県内に所在したG事業所は前述のG事業所のほか5事業所が確認できるが、当該5事業所は、当該期間において、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

3 このほか、申立期間①及び②の申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 10 日から 47 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 12 月から 47 年 7 月末日までの期間において、A 社（現在の B 社）C 事業所に継続して勤務し、D 業務に従事した。私は、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、昭和 43 年 4 月から 47 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 C 事業所に継続して勤務していた旨主張しているものの、i) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同事業所において D 業務に従事していた従業員は、申立期間中に同事業所の複数の下請け会社（申立人の供述及び当該供述により A 社 C 事業所の下請けをしていた事業主は少なくとも 3 人いたことがうかがえる。）に移籍し、引き続き同事業所が施工する作業現場において当該業務に従事していた旨供述しており、申立人も、同事業所から下請け会社に移籍したことを記憶していること、ii) 同被保険者名簿により、申立人が同じ下請け会社で勤務したと記憶する同僚は申立人と同日付け（昭和 43 年 4 月 10 日）で同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において、期間を特定することはできないものの、同事業所の下請け会社に勤務していたことがうかがえる。

また、前述の同僚は、「申立人については記憶していないが、私は、A 社 C 事業所から申立人と同じ事業主の下請け会社に移籍し、A 社 C 事業所が施工する現場で D 工事に従事していた。また、当該下請け会社は、設立されて

から間もないことに加えて、請負で働く者も多く、私が在籍した昭和43年から44年までの期間について、社会保険関係は整備されていなかったと記憶している。」と供述しているところ、当該同僚及び申立人の記憶する当該下請け会社における複数の同僚についても、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、事業所台帳によると、上記下請け会社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、事業主は高齢のため聴取不能であることから、当該下請け会社における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について事業主の供述を得ることができない。

加えて、前述の複数の下請け会社の事業主であったと推認される者（二人）についても、うち一人はA社C事業所及び同社本社（B社を含む。）など関連する全ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から記録を確認できず、居所不明である上、もう一人は死亡が確認されることから、その他の下請け会社における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について事業主の供述を得ることができない。

なお、B社は、「A社の人事記録等は一切残っておらず、申立人の記録についても不明である。」と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで
② 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 4 年 11 月 26 日まで

私は、A社の支配人（故人）の強い希望により、昭和 61 年 5 月 1 日に同社に入社し、平成 4 年 11 月 26 日まで継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

申立期間②について、標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が、申立期間①のうち昭和 61 年 7 月 15 日から 64 年 1 月 1 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は昭和 38 年 12 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となり、61 年 3 月 31 日に一旦厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、63 年 4 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 61 年 5 月 1 日から 63 年 4 月 1 日ま

での期間においては、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者もない。

また、申立人が所持する昭和 61 年 9 月、同年 11 月及び 62 年 1 月から同年 10 月までの期間、63 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る給料支払明細書、及び平成元年度市民税県民税特別徴収税額通知書などから判断すると、申立期間①のうち 61 年 9 月から 63 年 12 月までの期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認又は推認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 61 年 3 月 31 日付けで同社の全ての従業員は厚生年金保険被保険者の資格を喪失したため、私は厚生年金保険の第四種被保険者として個人で厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日までの期間において、同人に係る厚生年金保険の第四種被保険者記録が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間①のうち昭和 61 年 5 月 1 日から 63 年 12 月 20 日までの期間において、申立人は国民年金の被保険者であることが確認できるところ、当該期間のうち、i) 61 年 5 月 1 日から 62 年 8 月 20 日までの期間については、国民年金保険料の納付済み期間となっていること、ii) 62 年 8 月 20 日から 63 年 12 月 20 日までの期間については、申立人は申立人の元夫に係る健康保険の被扶養者となっている上、国民年金の第 3 号被保険者期間となっていることが確認できる。

その上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主からの回答も得られないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

除料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち昭和64年1月1日から平成2年6月1日までの期間については、申立人が所持する平成元年1月、同年2月及び同年4月から2年5月までの期間の給料支払明細書から判断すると、申立人の給与額は約10万円から13万円の間であったことが確認又は推認できるものの、当該給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を超えていないことが確認又は推認できる。

また、申立期間②のうち平成2年6月1日から4年11月26日までの期間について、申立人は給料支払明細書等の資料を所持していない上、前述のとおりA社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、事業主からの回答も得られないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなど不自然な形跡は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月頃から 50 年 3 月頃まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務し、Bとしての業務に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 48 年 4 月 9 日から 50 年 3 月 25 日までの期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立期間当時の事業主は居所不明のため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

また、申立人が記憶している3人の同僚は、A事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A事業所が廃業した後に、同じ場所で新規開業したとする当該事業所と同種の事業所の事業主は、「当社は、A事業所と経営は別であるが、当該事業所に勤務した従業員を何人か当社において雇用した。」と供述しているところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 61 年 8 月 1 日）においてオンライン記録により厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、A事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、当該雇用保険の被保険者期間において厚生年金保険

の被保険者記録が確認できない上、同人らは、「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。当該事業所において給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、当該同僚らは、A事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる期間においては国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。